

## 民法（債権関係）の改正に関する論点の補充的な検討(4)

### 目次

第1 規定の配置 .....	1
----------------	---

## 第1 規定の配置

民法典の編成（規定の配置）に関する次のような点について、どのように考えるか。

- 1 債権総則（第3編第1章）のうち「債務不履行の責任等」（同章第2節第1款）に置かれている規定については、契約総則（第3編第2章第1節）のうち特に契約の解除の規定と一体的に配置すべきであるという考え方がある。仮にこのような考え方を採るとした場合に、それを実現する方策として、具体的にどのようなものが考えられるか。また、それぞれの方策について、どのようなメリット・デメリットがあるか。以上の点を含め、債権総則と契約総則という編成方式の見直しの要否について、どのように考えるか。
- 2 中間試案においては、現在の民法にない次のような規定を設けることが提示されている。上記1とも関連するが、これらの規定が設けられる場合に、どのように配置すべきか。
  - (1) 有価証券
  - (2) 債務引受
  - (3) 契約上の地位の移転
  - (4) 契約に関する基本原則
  - (5) 契約交渉段階に関する規定
  - (6) 契約の解釈
  - (7) 約款
  - (8) 事情変更の法理
  - (9) 不安の抗弁権
  - (10) 継続的契約
- 3 上記1とも関連するが、現在、債権の目的（第3編第1章第1節）に置かれている次のような規定の配置は、どのように見直すことが考えられるか。
  - (1) 債権の目的（民法第399条）
  - (2) 特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条）
  - (3) 種類債権（民法第401条）
  - (4) 金銭債権（民法第402条、403条）
  - (5) 法定利率（民法第404条）
  - (6) 選択債権（民法第406条から第411条まで）
- 4 上記のほか、民法（債権関係）の見直し後の規定の配置についてどのような点に留意すべきか。

（補足説明）

### 1 債権総則と契約総則との関係

#### (1) 問題の所在

現在の民法では、債権総則（同法第3編第1章）と契約総則（同編第2章第1節）とを区分して規定が配置されているが、債権総則の規定の主たる適用の対象

は契約に基づく債権であり、契約に適用される規定をできる限り一体化するという観点から、両者の関係を見直すべきであるとの考え方が示されている。特に、強制履行、債務不履行による損害賠償、契約の解除に関する規定は、いずれも債務の不履行があった場合に問題となるため、機能的には一体のものとして考察の対象とされているにもかかわらず、強制履行及び損害賠償に関する規定は債権総則、契約の解除に関する規定は契約総則というように異なる位置に配置されているのは適切でない指摘されている。このうち、債権総則の中の「債務不履行の責任等」(同編第1章第2節第1款)に置かれている規定と契約の解除に関する規定(同編第2章第1節第3款)とが分散して配置されているのは分かりにくいという問題意識には一定の支持が見られる。また、債務不履行による損害賠償の免責事由(中間試案第10, 1(2))や損害賠償の範囲(中間試案第10, 6(2))などにおいて、現在は「債務不履行の責任等」の款に配置されている規定を契約上の債務に即したものに改めるかどうかを検討されており、その検討結果によっては、損害賠償に関する規定の配置の見直しが必要になる可能性がある。

債権総則と契約総則との関係(本文2以下で取り上げた事項も同じ。)については、最終的には、これに含まれる各規定に関する見直しの結果を踏まえて検討する必要がある。また、法制的な観点からも別途検討の対象となるが、現時点での議論状況を踏まえて、理論的、実務的な観点から規定の配置をどのように考えるかについて、問題提起をするものである。

## (2) 具体的な考え方

債権総則と契約総則の関係については、債権全般に関する規定と契約についてのみ適用される規定を区別して規定を配置するという思考方式や、現在の編成との連続性を重視する観点から、現在のように、両者を区別して規定を配置する編成を維持することが、まず考えられる。もっとも、このような編成を維持するとしても、個別の規定の改正内容によっては、その規定の位置を現在置かれている箇所から他の箇所に移動させることが必要になる場合もあり得る(この点については、この補足説明の(3)参照)。

このほか、債権総則と契約総則の編成の在り方については、次のような考え方がある。

第1に、債権総則と契約総則という区切りを廃止した上で、これらの規定の配列を改めるという考え方である。具体的には、例えば、民法第3編債権を第1部(債権と契約総則)、第2部(契約各則)及び第3部(法定債権関係)に区分し、その第1部に、現在の債権総則と契約総則の規定を統合・再編して配置するという考え方である。現在の規定の配置を尊重しつつ、部分的に契約を中心に再編しようとするものと考えられる。もっとも、このように債権総則と契約総則とを統合すると、そこに配置された規定には、法定債権を含む債権一般に適用される規定と契約に基づく債権にのみ適用される規定とが混在する一方、法定債権にのみ適用される規定は別に配置されることになり、体系的なバランスを失っているのではないか等の疑問もあり得る。

第2に、債権総則を解体し、契約に基づく債権に適用されるルールと法定債権に適用されるルールを分離して規定するという考え方がある。すなわち、現在の債権総則の規定を専ら契約に基づく債権を対象とする規定に改めた上で、これと現在の契約総則の規定とを合わせて、契約に基づく債権を対象とする規定群とし、次いで典型契約に関する規定を配置し、最後に、法定債権に関する規定を設けて、必要に応じて契約に関する規定を準用するという考え方である。これは、契約に基づく債権が現在の債権編に配置された諸規定の適用対象の重要な部分を占めていることに鑑み、契約に基づく債権に適用されるものを中心に債権編を再編するものであると言える。もっとも、現在の債権編の編成を大きく変えることになる点で、これまでの民法との連続性という観点からは批判があり得る。

### (3) 具体的な規定の配置

債権総則と契約総則との関係について上記のような指摘も踏まえて検討した上で、債権総則と契約総則とを区分して規定を配置するという現在の編成方式を維持する場合には、それぞれの区分にどのような規定を設けるかが更に問題になる。例えば、債務不履行に基づく損害賠償については、現在は債権一般に関する規定として債権総則に置かれているが、その免責事由の定め方によっては、規定の配置について再検討が必要になるとも考えられる。また、債権譲渡や債務引受と同様に債権債務関係における当事者の変更が問題になる契約上の地位の移転の規定について、どこに配置するかなども問題になる。

債権総則と契約総則とを区分して規定を配置するかその区分を廃止するかにかかわらず、これらの規定群の中で個別の規定をどのような順序で配置するかが更に問題になる。例えば、債権（契約）の成立、内容、効力、消滅の順で、基本的な場合に関する規定を一とおり定めた上で、そのヴァリエーションとして、当事者の変動や多数当事者の債権債務について規定を設けるのが、実用性及び理解の容易さという点で優れているという意見がある。

## 2 新設規定の配置

中間試案においては、現在の民法にない規定を新設することが提示されており、これらの規定が設けられるとすると、これをどのように配置するかが問題になる。

本文2(1)の有価証券に関する規定は、債権の譲渡とも関連するが、それにとどまらない内容を含んでいること、特殊な形態の債権であることなどから、債権一般に関する規定群の末尾にまとめて規定を配置することが考えられる。

本文2(2)の債務引受、同(3)の契約上の地位の移転については、債権債務関係における当事者の変動という点で共通性があることから、債権譲渡と合わせて規定を設けることが考えられる。もっとも、債務引受が債務全般について問題になり得るのに対し、契約上の地位の移転は専ら契約に関するものであり、これらの規定の配置についても、債権総則と契約総則とをどのように編成するかが影響する。

本文2(4)から(10)までは、いずれも、現在の編成で言えば契約総則に配置されると考えられる。同(4)の契約に関する基本原則のうち、契約内容の自由に関する規定や信義則等の適用に当たっての考慮要素は、契約全般に適用される最も基本的な規

律を定めるものであるから、契約総則に相当する規定群の冒頭に置くことが考えられる。履行請求権の限界事由が契約成立時に生じていた場合の契約の効力は、例えば契約が有効に成立するかどうかに関わるものであるから、契約の成立に関する規定と関連づけることも考えられる。また、付随義務及び保護義務の規定は、契約に基づく債権債務の内容に関する規定群をまとめて契約総則に相当する箇所の中に設けることとし、ここに配置することが考えられる。同(5)の契約交渉段階に関する規定は、契約の成立に関する規定の前に配置することが考えられる。同(6)契約の解釈及び同(7)約款は、いずれも、契約に基づく債権債務の内容を明らかにするものであるから、付随義務及び保護義務とあわせて、契約に基づく債権債務の内容に関する規定群の中に設けることが考えられる。もっとも、同(7)約款については、契約の成立の在り方を明らかにしたものであると捉えることもでき、契約の成立に関する規定の中に配置することも考えられる。同(8)事情変更の法理及び同(9)不安の抗弁権については、契約の効力の箇所に規定を設ける考え方が示されている。同(10)継続的契約については、どのような内容の契約についても問題になり得る点で契約に関する総則的な規定であると言えるが、契約総則に置かれた他の規定とはやや異質のものであることから、例えば、契約総則に相当する規定群の末尾に配置することなどが考えられる。

### 3 「債権の目的」の節に置かれた規定の配置

債権編の冒頭である第3編第1章第1節は、「債権の目的」と題して幾つかの規定が配置されているが、ここに置かれた規定は沿革からひとまとめにされたにすぎず、債権の内容に関する事項を網羅的に規定したものではないことなどから、債権編の冒頭に一括して置くのは適切ではないとの指摘がある。このような指摘を踏まえて、現在「債権の目的」の節に置かれている規定をどのように配置すべきか。